

① 今回、新聞報道により明らかにされた事実について、どのような判断をもつておられますか。

大阪市教育委員会は、昭和六一年一〇月の四天王寺境内において、野宿を余儀なくされている労働者をエアガンで襲撃した事件を、単に有害玩具による襲撃事件としてとらえるだけでなく、人権を著しく侵害する重大な問題として厳しく受けとめ、各校園に対し、その指導の徹底を図ってきたところであります。

しかるに、今回の事件で本市立中・高等学校の在籍者が加わっていなかつたといえども、その中に、六一年事件後、他界の中学校へ転校したとはいえ、本市の中学校にかけて在籍していた生徒が含まれていたことについては、きわめて残念であります。

教育委員会といたしましては、昭和六一年一〇月二〇日付で各校園に通知した「人間尊重の精神を基礎とした子どもの健全育成について」の実態状況を点検しながら、再度その内容の徹底を図るとともに、あらゆる機会を通じて本市教育の基盤である人間尊重の教育をさらに推進してまいりたい。

② 前回申し入れ書で申し入れた五点について、その後どのような検討がなされ、どのように対応されましたか。具体的検討のために、四天王寺境内襲撃事件に関わった少年たちの在籍していた学校において、当時から現在まで、事件に関連してどのようなカリキュラムが組まれていましたか。

事件後以下のような取り組みを行いました。

一、事件直後、緊急の全校集会を開き、校長、生徒指導主事から事件の報告をし、人権問題と有害玩具の両面から指導した。

二、各学級で野宿を余儀なくされている労働者の実態もふまえて人権集中学習を行い、感想文をまとめ、二学期末までに学年集会で発表させた。

三、上記の取り組みをもとに、人権問題、有害玩具追放のポスター作りを行った。

四、昭和六二年度は、「にんげん」実践や、生徒集会の中で人権学習を確実してきた。

五、PTAも臨時員会を開き、事件の報告を受け、啓発文書を配布し会員の啓発に努めた。

六、保護者集会を開き、報告と今後の取り組みについて理解と協力を求めた。

七、生徒の実態をより正しく把握するため、PTAとともに地域巡回を含め、取り組みを強めた。

④ 大阪市全体としてはどのような取り組みがなされましたか。

六一・一〇・一七 校長会電話連絡（生命、人権を大切にする指導の徹底）

一〇・二〇 全市校園長へ文書による指導

① 生命、人権の大切さについての指導

② 他人に危害を与えるような遊びについての指導

③ 児童会・生徒会による有害玩具追放の気運の高揚

④ 青少年の健全育成について地域ぐるみの取り組みを推進

一〇・二一 全市中学校長会で指導部長より指示

一〇・二三 全市小・中・高に対し、有害玩具の実態調査を指示

一〇・二三 大阪市PTA協議会が啓発文書「人間尊重の精神を基盤とした子どもの健全育成について」を作成し、各単位PTAに配布

一〇・二八 「いじめ」についての専門委員会の開催（メンバー：小・中学校の校長、教諭計一八名、教育委員会（指導部長を長に）計一四名）

一〇・二九 問題行動対策会議の開催（メンバー：小学校長会役員計六名、中学校長会役員計一一名、教育委員会（教育長を長に）計八名）

一一・一 五校種別緊急校長会を開催し指導

一一・二 各ブロック校長会、教頭会において指導

一一・四 中学校生徒指導主事研修会において指導

一一・六 大阪市教育委員会としてあいりん地区に出向き、地域の実態を学習

一一・七 小学校生活指導主担当者研修会において指導

一一・九 「市Pだより」に啓発文を掲載

二一・二〇 通知文「冬季休業日における生活指導について」の中で、自他の生命、人権を大切にす

る指導、危険な遊びに対する指導を特に指示

以後、毎月の校長会、教頭会、生活指導協議会や春・夏・冬季休業日中の通知文におい

ても同様の趣旨を指示

一二・一 「市政だより」に啓発文を掲載

六二・二・一二 校外指導委員研修で「あいりん地域の実態に学ぶ」をテーマに学習する。

一二・? 校長会、教頭会で、エアガン等による事故の再発防止について指示

⑤ 各学校現場における具体的取り組み例にはどのようなものがありましたか。

各学校においては、四天王寺事件の持つ意味を教職員自身が研修をするなかで厳しく受けとめ、全校集会や学級指導、「にんげん」実践を通して教育委員会の諸通知や指示事項の具体化に努めました。

主な取り組みをあげますと、

(一) 職員会議等を通じ、教職員の共通理解と指導体制の充実を図る。

(二) 全校集会、学級活動等を通じ、「児童・生徒に指導

(三) 保護者向けの啓発文書を作成し、協力を依頼

(四) P.T.Aとして、会員向けの啓発文書を作成し、協力を依頼

例えば、周辺校である今宮中学校では、

一、「あいりん地区」についての集中学習（四時間）

二、人権週間の取り組み（二時間）

全校集会・校長講和の中に「あいりん地区」の労働者の人権問題を含む。

学級指導：校長講和を受けて。

三、日常の取り組み

路上の労働者へ「からかい」に対して学年指導（六三年四月、二時間）

四、性教育とかかわって

地域の実態をふまえて、性を人権とのかかわりにおいて指導

⑥

大阪市教育委員会としては、四天王寺事件以後、野宿者の存在についてどのような見解をもつにいたってい るのか、また、騒音はなぜおこるのかについてどのような考え方をもつにいたっていますか。 あいりん地区をはじめ、野宿を余儀なくされている労働者は、その大半が病弱や高齢等から就労難になり、経渓的に生活が苦しく野宿をせざるを得ない状況であります。

⑦

府・市教委共同主催による、釜ヶ崎での現地視察・交流を組んだ研修の実現にむけて当連絡会

教育委員会は、あらゆる研修の機会を通して、人権尊重の精神が徹底するよう努めているところであります

「あいりん地区」の実態や労働観・職業観等について、今後とも充実させてまいりたい。

また、指導主事による「あいりん地区」の学習を再度行い、各学校への指導をいつそう徹底してまいりたい

と考えております。

前回申し入れの五点を、再度、申し入れる。

(一) 児童・生徒について

釜ヶ崎および野宿者について授業を取り組む。また授業のための副読本をつくる。

各学校では、社会科・道徳・学級指導等を中心に、同種教育読本「にんげん」をはじめとする教材を活用し、特に事件以後、釜ヶ崎の労働者の問題も教材としながら、労働問題・職業差別の問題などを指導しております。

また、児童・生徒集会等において、人権問題として釜ヶ崎の労働者の問題をも取りあげながら、取り組みをすすめているところであります。

特に、事件後、新聞記事や指導のための資料を作成し、釜ヶ崎の労働者の問題も取り上げている学校

もあります。

イ、釜ヶ崎の授業が出来るよう教師は釜ヶ崎について研修する。(現在勤いている教師は今年七月五日までに)

口、新しく釜ヶ崎および周辺校へ赴任する教師も赴任以前に釜ヶ崎について研修する。

昭和六一年一月に教育委員会指導部として各課の指導主事の代表が、あいりん地区の実態について学習するとともに、金井牧師から話をうかがいました。そして、その内容を各学校に伝達し指導の徹底を指示したところあります。

また、六二年二月には、各小・中学校長、生活指導主任者の代表(校外指導委員)による研修会で、今宮中学校教頭から、あいりん地区の実態と学校や地域の取り組みについて学習を深めました。さらに、今秋、今宮中学校では、「性教育」の研究学校として、全市にむけて公開授業と研究発表を予定しております。それまでに「あいりん地区」について校内で集中実践をするとともに、文化祭でも取りあげ、それらの資料も活用して、研究発表当日、全市から参加する教職員に「あいりん地区」についての研修を深める予定であります。

(三) P.T.A.(保護者)に對して

P.T.A.は、諸活動を通して釜ヶ崎に対する理解を深めると共に、機関誌等を通して全員に對して啓発活動を行う。

単位P.T.A.には、人権問題の啓発活動を年間計画に盛り込んで推進するよう指導とともに、人権啓発推進委員会の設置を呼びかけ、同委員会が中心となり、人権に関する學習会の取組みとともに、釜ヶ崎に對する理解を深める啓発が効果的に進められるよう要請しております。

また、P.T.A.の公報紙には、本年が世界人権宣言四〇周年であることにもなんど多様な人権に関する記事を掲載し、会員に對して啓發活動を行うよう強力に働きかけております。

(四) 社会教育として

市民とくに北・南・浪速・西成・阿倍野区民に對して、各区役所の人権擁護委員会が、釜ヶ崎および野宿労働者問題に取り組むよう働きかける。また、区公報を通じてその啓発にも努める。

(五) 新今宮小中学校跡地利用について
市民とくに北・南・浪速・西成・阿倍野区民に對して、各区役所の人権擁護委員会が、釜ヶ崎および野宿労働者問題に取り組むよう働きかける。また、区公報を通じてその啓発にも努める。

新今宮小中学校跡地利用については、すでに要求署名一万七千五百八十三名分を昨年(一九八五年十月七日)に提出した。本年一月二十六日、対市交渉をもつたが、その回答は「引きつけ研究します」であった。「研究結果」にもすく語合いを至急に持た、跡地が以上の課題解決に役立つようつとめる。

元新今宮小中学校跡地の利用につきましては、「いのちとくらしを守る共闘会議」を通じて要求が出され現在共闘会議の皆様方と話し合いを継続中であり、教育委員会、市民局が利用する部分の残余スペースについて、生活保護施設等への転用を計画しておりますが、現在「いのちとくらしを守る共闘会議」の皆様とのための施設、また集会施設の設置を予定しており共闘会議の皆様方に一日も早く成案を提示できるよう努力いたしております。

昭和六三年六月一五日の申し入れ書のうち民生局所管にかかる項目について、次のとおり回答します。
元新今宮小中学校跡地利用につきましては、教育委員会、市民局が利用する部分の残余スペースについて、生活保護施設等への転用を計画しておりますが、現在「いのちとくらしを守る共闘会議」の皆様と話し合いを継続中でございます。

引き続き、早期に成案が得られるよう努力するとともに、愛隣地区の労働者の福祉向上のために努めてまいりたいと考えております。

⑨ 部落出身青年を部落解放子ども会の指導員として採用することにより、多大の教育効果を上げていることに学んで、釜ヶ崎問題に取り組んでいる現地の青年を、西成子ども教室の指導員として採用せよ。

なお、この西成子ども教室の活動の拡充とその運営について地元との協議の場を設けられたい。

「いのちとくらしを守る共闘会議」の皆様に申しあげておりますように、指導員の配置につきましては、これまで地元に精通し、教職・行政経験のある者を中心とし、教育委員会の主体と責任においておこなっているところです。

また、今後の運営につきましても保護者や地域の皆様方のご意見等には、分留意しながら行ってまいりたいと考えております。

⑩ 同和行政・同和教育行政に学んで、釜ヶ崎問題を解決するための総合計画をつくる。行政・議会・学識経験者・地元精通者などによる審議会をつくられたい。

⑪ 以上の各点について早急に文章で明らかにされたうえで、当連絡会議の意見を聞く場をもたれたい。